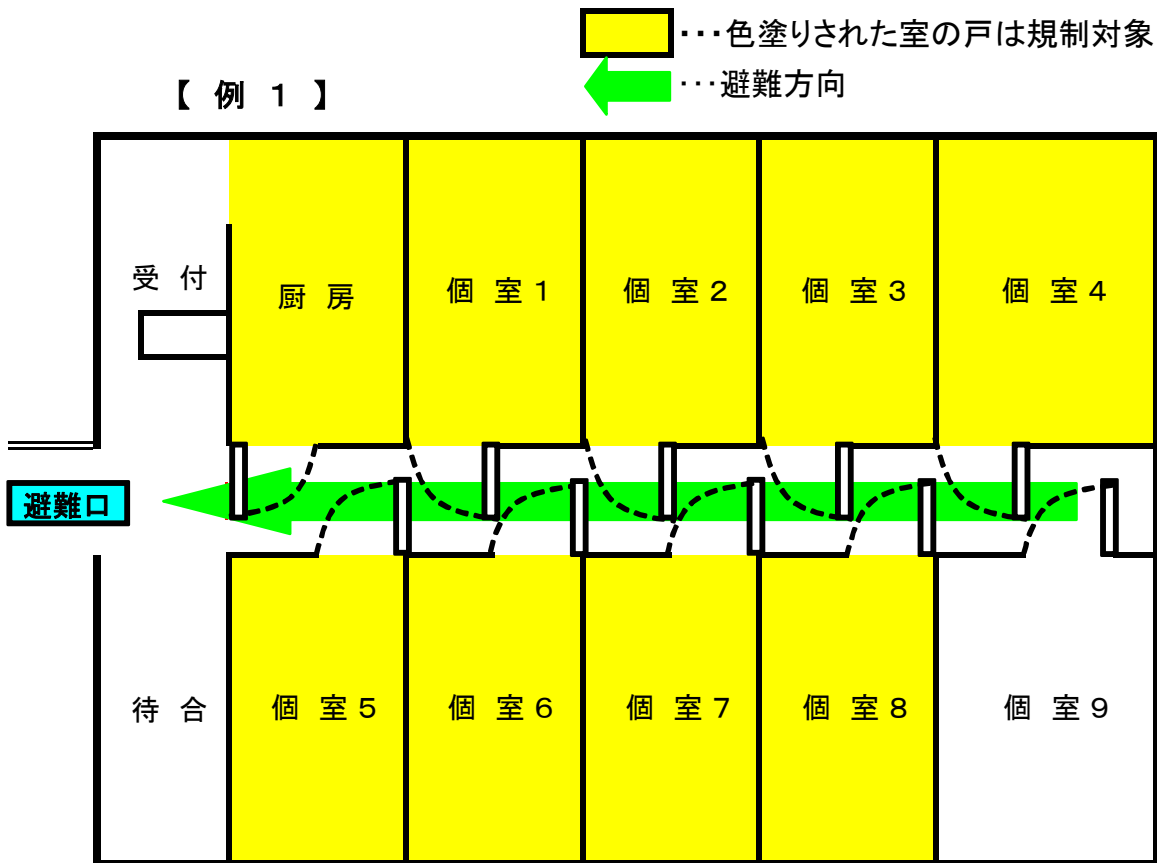


火災予防条例改正素案の対象となる戸について

【 改正素案の対象となる場合 】

今回の改正素案については、個室型店舗における火災発生時において、避難障害のある「外開き戸」を対象として規制するもので、次のケースを想定しています。

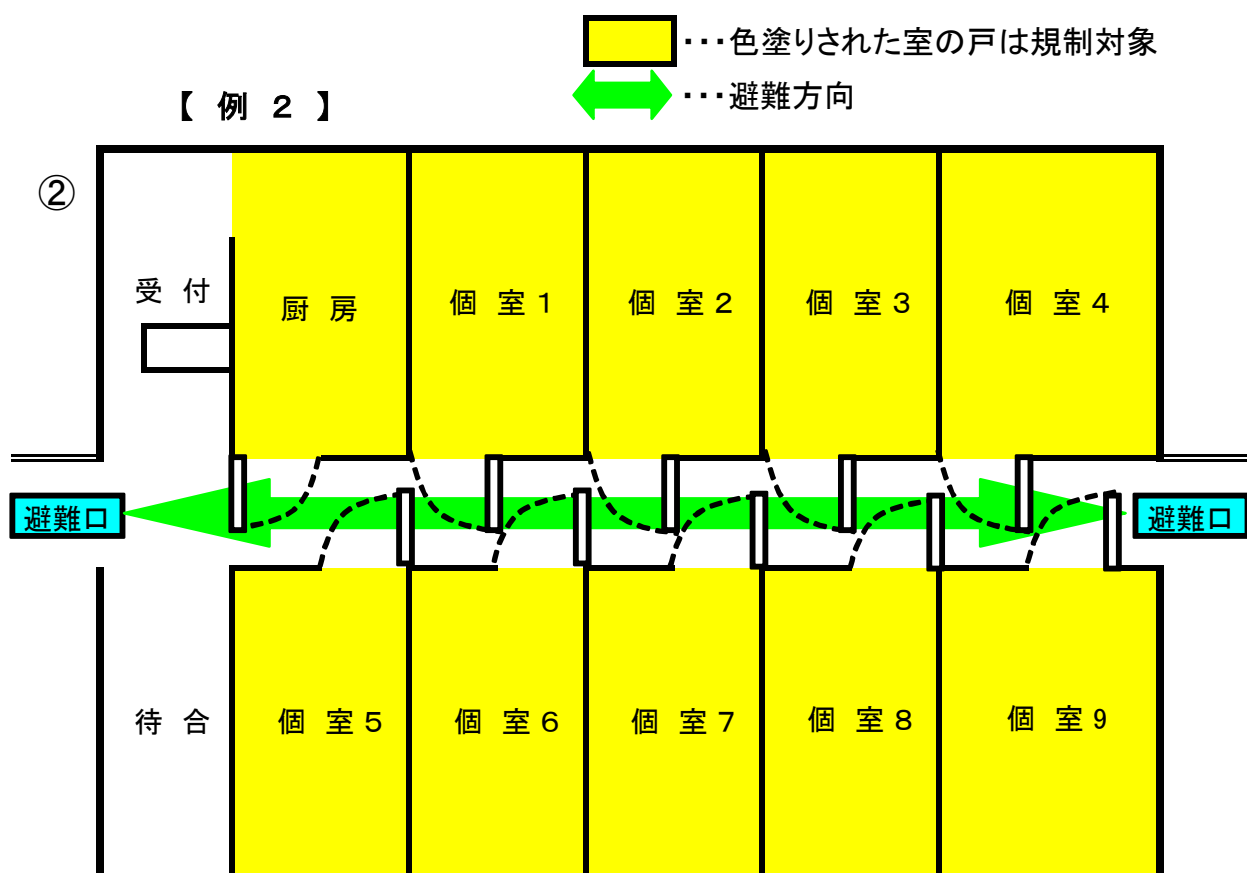


【 改正素案の考え方 】

上記図において、火災時には、図左側の避難口に向かうこととなります。その際、各室の外開き戸が開放状態（開けっ放し）であった場合、厨房及び個室1から個室8に設けられる戸が避難の障害となるため、規制の対象となります。

なお、個室9については、店舗最奥に位置するため、外開き戸が開放状態であっても、利用者等の避難を妨げないことから規制の対象とはなりません。

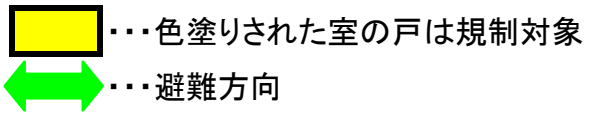
【 改正素案の対象となる場合 】



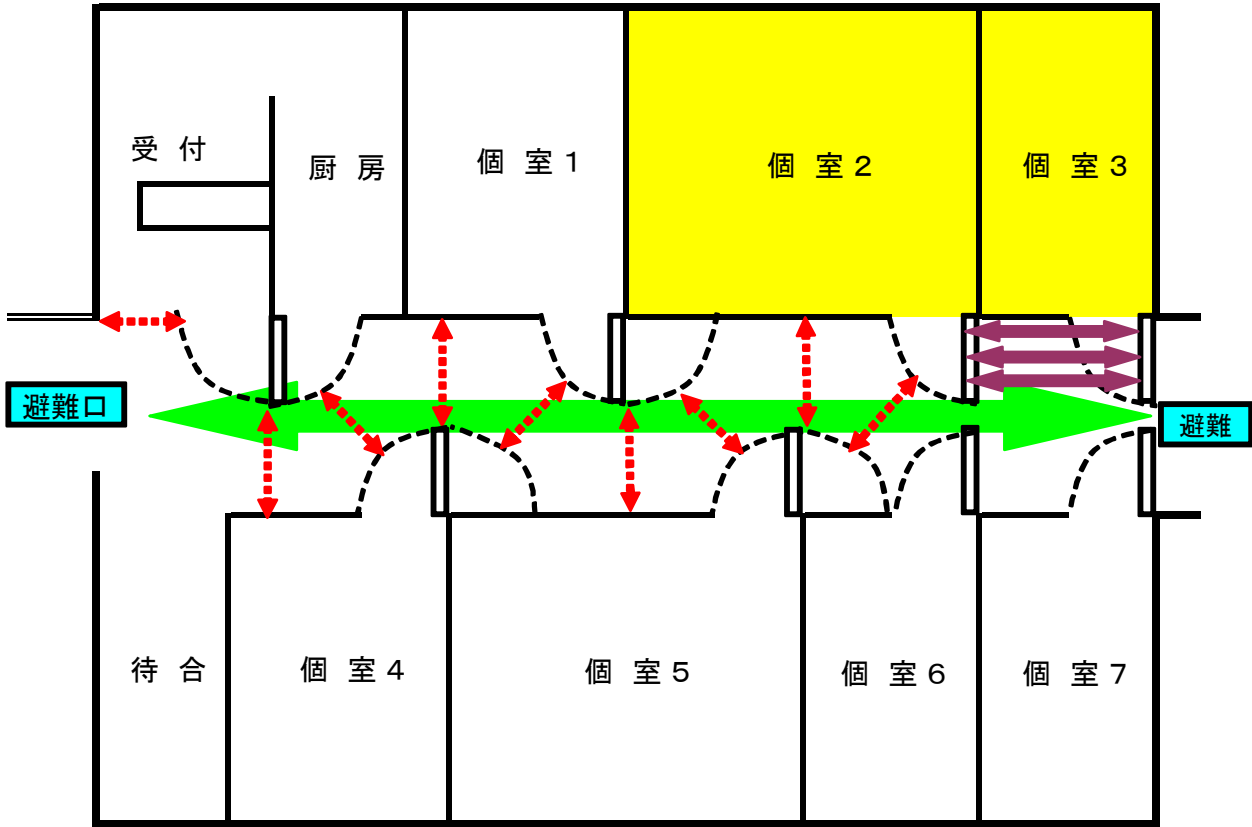
【 改正素案の考え方 】


上記図において、火災時には、図左右に示す複数の避難口を利用することとなります。このケースでは、避難経路に面する全ての室の外開き戸が規制の対象となります。


【 改正素案の対象となる場合 】



【 例 3 】



 ……戸開放時には、壁又は他の戸との幅員が60cm以上確保されている。

 ……個室2と個室3の外開き戸に自動閉鎖装置等を設けた場合、避難通路幅が60cm以上確保される。

【 改正素案の考え方 】

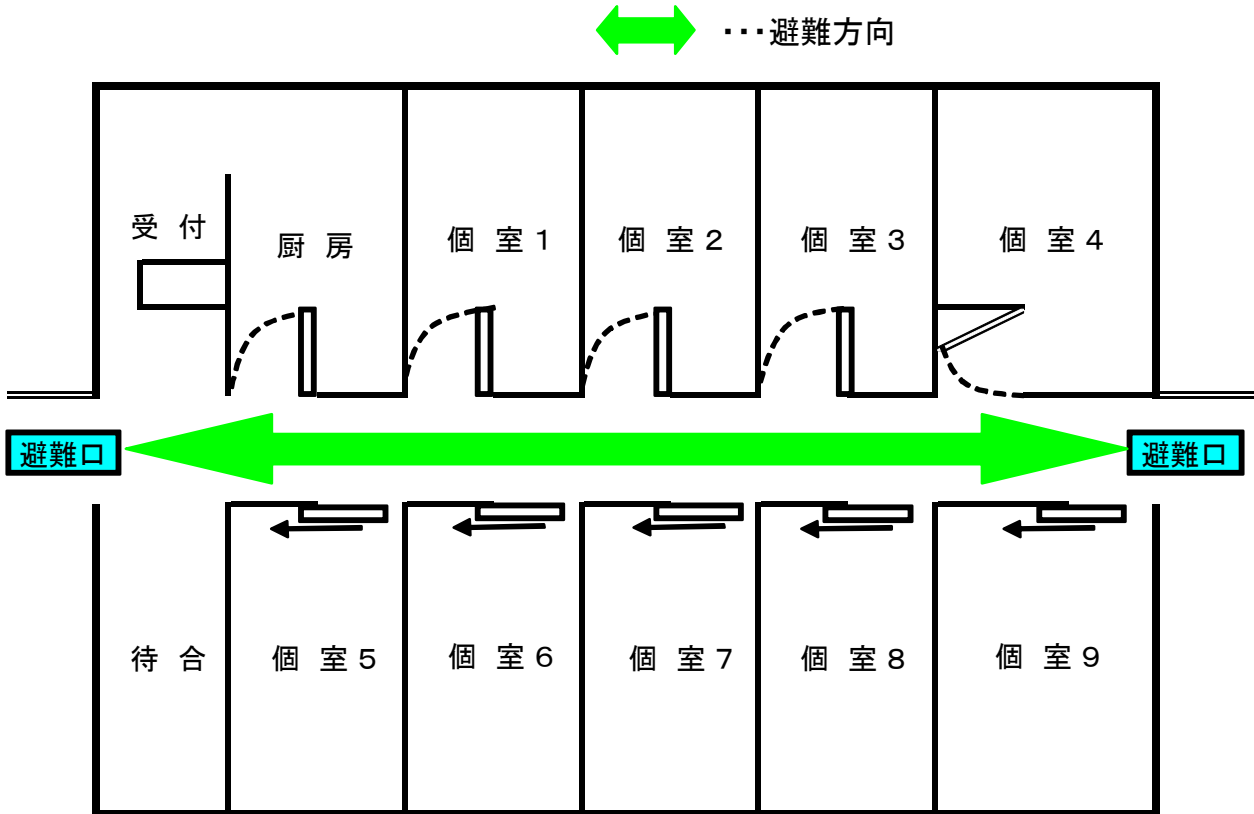
上記図で示す矢印(赤・点線)の部分は、外開き戸が開放状態(開けっ放し)でも、避難通路幅が、60cm以上確保されている部分を示すもので、このようなケースは規制の対象外となります。

なお、個室2と個室6及び個室3と個室7の相対する室の外開き戸については、開放状態(開けっ放し)であった場合、有効な幅員が確保できないことから、相対する個室の戸のうち、どちらか一方の戸については規制の対象となります。

この場合、個室2と個室3の外開き戸に、自動閉鎖装置等を設けることにより、上記図の矢印(紫・3線)部分に有効な避難通路幅が確保されます。

【 改正素案の対象とならない場合 】

【改正素案の対象となる場合】の例1及び例3で示しました規制対象外の外開き戸以外に、次のような室の戸についても規制の対象外と考えております。



【 改正素案の考え方 】

上記図において、厨房及び個室1から個室3までの各室に設けられる戸については、内開き戸のため、避難通路を狭めることがなく、避難障害とならないことから規制の対象外となります。

同様に、個室5から個室9についても、各室に設けられる戸は引き戸のため、前記の理由と同じく規制の対象外となります。

また、個室4の戸は、外開き戸ですが、開放しても避難通路を妨げないことから、規制の対象とはなりません。